

環境の保全に関する細目協定書

横須賀市（以下、「甲」という。）と J E R A パワー横須賀合同会社（以下、「乙」という。）は、乙の横須賀火力発電所（以下、「発電所」という。）に関し、令和 4 年 6 月 6 日付けで締結した環境の保全に関する協定（以下、「本協定」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（大気汚染対策）

第 1 条 乙は、発電所から排出するばい煙を次に掲げるとおりとする。

（1）硫黄酸化物の排出濃度 14 ppm 以下

排出量 58 m³N/時以下

（2）窒素酸化物の排出濃度 15 ppm 以下

排出量 66 m³N/時以下

（3）ばいじんの排出濃度 0.005 g/m³N 以下

排出量 22 kg/時以下

2 前項の排出濃度は、起動及び停止時を除く通常運転時の 1 時間平均値で酸素濃度 6 % 換算値とする。

3 第 1 項の排出量は、起動及び停止時を除く通常運転時の 1 時間平均値とする。

4 第 1 項のばい煙は別紙図－ 1 に示す地点にて管理するものとする。

（水質汚濁対策）

第 2 条 乙は、発電所から排出するプラント排水を次に掲げるとおりとする。

（1）水素イオン濃度 6.5 以上 8.5 以下

（2）化学的酸素要求量 10 mg/L 以下

（3）浮遊物質 10 mg/L 以下

（4）ノルマルヘキサン抽出物質含有量 1 mg/L 以下

2 前項のプラント排水は別紙図－ 1 に示す地点にて管理するものと

する。

（温排水対策）

第 3 条 乙は、発電所の復水器の冷却用海水に係る取放水の温度差を 7℃以内にすることをとする。

2 前項の温度差は、日平均値とする。

3 第 1 項の取放水の温度差は別紙図－1 に示す地点にて管理するものとする。

（騒音・振動対策）

第 4 条 乙は、発電所内の施設等から発生する騒音及び振動については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 9 年神奈川県規則第 113 号）第 38 条に規定する基準値以下とし、更にその低減に努めるものとする。

2 前項の騒音及び振動は別紙図－1 に示す地点にて管理するものとする。

（産業廃棄物対策）

第 5 条 乙は、発電所から排出する産業廃棄物について、適正に処理するとともに、その発生量の抑制及び有効利用に努めるものとする。

（地球温暖化対策）

第 6 条 乙は、発電所の事業活動における二酸化炭素排出量について、その低減に努めるものとする（発電所内の利用に限る）。

（地域との共存）

第 7 条 甲は、本協定第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、乙が設置する開放エリアのうち、運動施設として設置する J E R A ふれあいグラウンドの市民利用等を円滑に行うため、公共施設予約システムを乙に使用させるものとする。

(報告、公表)

第8条 乙は、次に掲げる事項を定期的に管理し、その結果を甲に報告し、公表するものとする。

(1) 発電所からのばい煙等の状況

ア 硫黄酸化物

イ 窒素酸化物

ウ ばいじん

エ アンモニア

オ 全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）

(2) 発電所からのプラント排水の排出状況

ア 水素イオン濃度

イ 化学的酸素要求量

ウ 浮遊物質

エ ノルマルヘキサン抽出物質含有量

(3) 発電所の復水器の冷却用海水に係る取放水の温度差

(4) 騒音、振動の状況

(5) 産業廃棄物の処理状況

(6) 二酸化炭素排出量（発電所内の利用に限る）

(7) 発電所緑地利用の状況（開放エリアの利用の状況を含む）

2 前項の調査頻度及び測定頻度は別紙表－1のとおりとし、甲に結果を報告する時期及び公表時期は当該調査及び測定の完了日が属する月の翌月末とする。

3 第1項の公表は、乙の管理するホームページ等において行うものとする。

(細目協定事項に関する協議)

第9条 この細目協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、この細目協定について疑義が生じた場合及び変更する必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則 甲及び東京電力株式会社の間において平成 18 年 5 月 24 日付けで締結した公害の防止に関する細目協定書は、この細目協定の締結をもって廃止する。

附則 水銀の測定方法に係る告示改正に伴い、甲及び乙の間において令和 4 年 6 月 6 日付けで締結した環境の保全に関する細目協定書は、この細目協定の締結をもって廃止する。

附則 J E R A ふれあいグラウンドの設置に伴い、甲及び乙の間において令和 5 年 4 月 1 日付けで締結した環境保全に関する細目協定は、この細目協定の締結をもって廃止する。なお、この細目協定書の効力は、令和 7 年 9 月 1 日より遡及的に効力を有するものとする。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和7年9月25日

甲 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市

横須賀市長 上地 克明

乙 神奈川県横須賀市久里浜9丁目2番1号

J E R A パワー横須賀合同会社

代表社員 J E R A パワーインベストメント合同会社

代表職務執行者 相内 ゆか

別紙表－ 1

報告項目一覧

管理項目		測定場所	測定方法	測定頻度	報告事項	報告頻度
ばい煙	硫黄酸化物排出濃度	煙突入口煙道	JIS B 7981	連続	日最大値（1時間平均値）（換算値）※、 日平均値（1時間平均値）（換算値）※	1回/月
	硫黄酸化物排出量	煙突入口煙道	硫黄酸化物濃度及び排出ガス量より算出	－	月最大値（1時間平均値）	1回/月
	窒素酸化物排出濃度	煙突入口煙道	JIS B 7982	連続	日最大値（1時間平均値）（換算値）※、 日平均値（1時間平均値）（換算値）※	1回/月
	窒素酸化物排出量	煙突入口煙道	窒素酸化物濃度及び排出ガス量より算出	－	月最大値（1時間平均値）	1回/月
	ばいじん排出濃度	煙突入口煙道	JIS Z 8808	1回/月 以上	測定値（換算値）※	1回/月
	ばいじん排出量	煙突入口煙道	ばいじん濃度及び排出ガス量より算出	1回/月 以上	測定値	1回/月
	アンモニア濃度	煙突入口煙道	JIS K 0099	1回/2か月 以上	測定値	1回/2か月
	全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）濃度	煙突入口煙道	令和 4 年環境省告示 第75号	1回/4か月 以上	測定値	1回/4か月
プラント排水	水素イオン濃度	排水処理設備出口	JIS K 0102 12	1回/月 以上	測定値	1回/月
	化学的酸素要求量	排水処理設備出口	JIS K 0102 17	1回/月 以上	測定値	1回/月
	浮遊物質質量	排水処理設備出口	昭和46年環境庁告示 第59号付表9	1回/月 以上	測定値	1回/月
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	排水処理設備出口	昭和49年環境庁告示 第64号付表4	1回/月 以上	測定値	1回/月
温排水	温度差	復水器入口／放水口	JIS Z 8704	連続	月最大値（日平均値）	1回/月
騒音・振動	騒音	敷地境界	JIS Z 8731	1回/年 以上	測定値	1回/年
	振動	敷地境界	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 施行規則別表第12	1回/年 以上	測定値	1回/年
産業廃棄物	産業廃棄物	－	－	－	産業廃棄物排出量（年間）、 再生利用量（年間）	1回/年
地球環境	二酸化炭素	－	－	－	二酸化炭素排出量 （発電所内の利用に限る）（年間）	1回/年
地域との共存	発電所緑地利用	－	－	－	緑地の利用状況、イベント開催状況	1回/年

※換算値は酸素濃度 6 % の換算値

別紙図－ 1

